

19春闘第8回中央港湾団交 議事録確認

一般社団法人日本港運協会(日港協)と全国港湾労働組合連合会(全国港湾)及び全日本港湾運輸労働組合同盟(港運同盟)は、19春闘第8回中央港湾団交において協議した内容を、下記の通り議事録として確認する。

記

1. 日港協は、全国港湾と港運同盟からの春闘要求につき、次の通り回答した。

(1) 船社の統合、アライアンスに係る港運事業の業域と港湾労働者の職域を確保する課題について

事前協議制度は、港湾労働者の雇用と就労を守ることを原則とした極めて重要な制度であることを日港協は認識し、引き続きこの制度の厳守を前提に、適正かつ厳格な運用を行っていく。

そのために、2017年3月1日付中央事前協議会議事録確認を原則に、船社からの事前協議申請については、日港協として関係元請と雇用不安の有無について充分検証した上で、定例の中央事前協議会またはその小委員会を立ち上げ労使協議・検討し、必要に応じ船社に対して協力を求める事とする。

(2) 定年延長に伴う諸制度の整備について

① 65歳定年制度の実施に向けた条件整備を整えること。

各港・各事業者で事情が異なるが、早期実現に向けて各企業労使で努力するよう周知する。

② 港湾年金の支給要件について

港湾年金の支給要件の改定については、原資負担の増加が見込まれるので、労使からなるワーキンググループを立ち上げ、安定協会よりデータの提供を求めつつ課題の精査を含め、65歳の誕生日までを対象とし、2020年4月1日より実施する。

(3) 労災企業補償制度について

昭和49年4月20日付協定書(協定書・確認書集第52条)を尊重し、負担増を含め、各企業内補償の実態把握に努めるとともに、引き続き中央安全専門委員会、必要に応じ労使政策委員会において、問題解決に向け協議することと致したい。

2. 日港協と全国港湾及び港運同盟は、産別制度賃金及び2019年2月4日付「事前協議制度違反に関する申し入れ」の取扱いについて下記の通り確認した。

上記2件の取扱いについては、中央団交の下で、小団交を開催し、その取扱いについて協議する。

3. 全国港湾と港運同盟は、上記2.の小団交での協議期間中は、3月20日付争議通告(全国港湾18発第90号)・(港運同盟発19-第20号)を延期する。

4. 労使いずれかより中央団交開催の要請があれば速やかに再開することとする。

以上

2019年(令和元年)5月9日



二月十九日の第一回団交で要求書の主旨説明を行い、スタートした一九港湾春闘は、三月六日の第二回団交で日港協の回答を受けたが、各項目についての具体的な回答はなく、「個別各社で対応すべきこと」、「専門委員会での対応とした」、「等の回答に終始した。産別制度賃金については「回答を留保する」というものだった。

三月二十日に開催された組合側は、「回答にあらざる」として再検討を求めた。また、事前協議違反について「ストを延期」して解決を求めたにも関わらず、全進展していかないでは話にならない。このままでは重大な決意をもって臨まざるを得ないとした。

これに対して日港協は、「事前協議問題については時間を貰いたい」、「回答全般について再検討を行いたい」とした。

三月二十日に開催された金回答に示すよう求め続けたが、日港協側の態度に変化は見られず、通告して

全国港湾と港運同盟は、「二〇一九年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」を提出。二月十九日の第一回中央港湾団交を皮切りに八回の交渉を積み重ねた。その間、断続した休日就労拒否、荷役阻止の実力行使を背景に回答の促進を図った結果、五月九日の第八回団交で議事録確認を承認した。

第八回中央港湾団交で 議事録確認を承認!



四月二十四日の第七回団交において、組合側が示唆していたGW九連休中のストについて、日港協から国民への影響が多く、混乱を避けるために実施を見送って欲しい旨の要請があった。組合側は中央闘争委員会を開催し、ストは交渉促進のためであって、九連休中には交渉が持たれないことから、国民への影響を配慮し、この期間のストは実施せず、休日出勤に際することを決断した。

五月九日開催の第八回団交で日港協は、アライアンス・定年延長・港湾年金の支給要件・労災企業補償について修正回答を行ったうえで、産別賃金制度と事前協議問題については、小団交を開催して協議するとして議事録確認を提示した。

組合側は、やっとスタート地点に立てたとの認識を示し、小団交でまとめられた段階で中央団交を開催して一九春闘を妥結したいと申し、「一九春闘中央団交議事録確認」を承認。あわせて毎日曜日のストについて五月十二日以降は延期することを確認した。

9条改憲NO!

5.3憲法集会

東京都江東区の有明防災公園で5・3憲法集会が開催され、六万五千人の参加者で埋め尽くされた。

全国港湾からは陸・海・空・港湾二〇労組の一員として二〇名弱が参加した。集会は、昨年の労働セミナーで口演頂いた講師、神田香織さんの司会を進められた。文化人トークでは、音楽評論家の湯川れい子さんが「憲法九条は、あらゆる委員長(参院選で審判を下し、平和日本を一緒につくる宝だ」と語り、憲法九

条への自衛隊の明記に意欲を示す安倍首相を批判した。また、野党四党首は、立憲民主党の枝野代表「今の日本の立憲主義は危機にある。各党と連携して安倍政権を倒す先頭に立っていかなく、国民民主党の玉木代表「自衛隊の範囲を無制限に拡大しているが、首相は何も変わらないと説明している」、日本共産党の志位委員長「参院選で審判を下し、平和日本を一緒につくる宝だ」と語り、憲法九



現在、国会での憲法議論は停滞している。与野党対立に加え、参院選を前に与党内の機運もしぼんでおり、衆院解散による同日選挙もささやかれる夏の参院選は、安倍改憲の成否を問う重要な選挙となる。

シャモ樽

パワハラ防止を掲げた政府提出法案が四月二十五日、衆院本会議で賛成多数で可決され、

参院に送られた。わずか二週間でのスピード採決。一方で内容が不十分との声も出ている。政府案は、パワハラ防止のための啓発など『雇用管理上の措置』を事業主に課している。これはセクハラ防止を定めた男女雇用機会均等法と同じ仕組みであり、男女雇用機会均等法が改正されて十年以上経つが、職場のセクハラは無くなっていない。いじめや嫌がらせなどのパワハラは、法律できちっと禁止する必要がある。セクハラやパワハラと個別に分けるのではなく、包括的な規制が必要であると考える。禁止規定がない現状では、裁判に訴えても救済されにくく、被害者が泣き寝入りせざるを得ない。世界を見ても、欧州を中心に、禁止規定を定めるというのが大きな流れとなっている。国際労働機関(ILO)は今年の総会で『仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約』を採択する。条約には『暴力とハラスメントを禁止するための鉱区内法令を採択すべき』との文言が盛り込まれる予定だ。現状の政府案だと日本では条約の水準を満たすことは出来ない。参議院での実のある審議をする必要がある。